

研究紀要

第38号

- | | |
|---------------------------------------------|-----------|
| 清河寺前原遺跡における単独出土の台形様石器について | 水村 雄功 |
| トチの実と堅果類のアク抜きに関する研究史 | 大屋道則 栗島義明 |
| 寄居町用土・平遺跡と「用土・平」式に関する覚書 | 通野 健 |
| 反町遺跡出土土器の数量 | 福田 聖 |
| 北大竹遺跡における祭祀関連遺構の再検討
—出土遺物時期の整理— | 渡邊 理伊知 |
| 北大竹遺跡出土の単鳳環頭大刀について | 古間 果那子 |
| 3Dデータを用いた横穴式石室の定量的分析の一手法 | 青木 弘 |
| 関東地方における武蔵型甕の様相 | 滝澤 誠 |
| 「白い環形カワラケ」考 | 村山 卓 |
| 「乾武」の中世・金窪城と金窪南城
～金久保内出遺跡・清水南遺跡調査の伴奏として～ | 平田 重之 |
| 遺跡出土の鉛製玩具について
—久喜市栗橋宿跡関連遺跡出土資料を中心に— | 瀧瀬 芳之 |
| 栗橋宿における銘酒の流通
—地廻り経済圏の残滓と崩壊— | 魚水 環 |
| 平右衛門遺跡周辺の中世と中三谷遺跡 | 儘田 めぐみ |

2024

公益財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

目次

序

- 清河寺前原遺跡における単独出土の台形様石器について……………水村 雄功 (1)
- トチの実と堅果類のアク抜きに関する研究史……………大屋道則 栗島義明 (7)
- 寄居町用土・平遺跡と「用土・平」式に関する覚書……………通野 健 (35)
- 反町遺跡出土土器の数量……………福田 聖 (61)
- 北大竹遺跡における祭祀関連遺構の再検討
—出土遺物時期の整理—……………渡邊 理伊知 (81)
- 北大竹遺跡出土の単鳳環頭大刀について……………古間 果那子 (101)
- 3Dデータを用いた横穴式石室の定量的分析の一手法……………青木 弘 (115)
- 関東地方における武威型襖の様相……………滝澤 誠 (135)
- 「白い坏形カワラケ」考……………村山 卓 (153)
- 「乾武」の中世・金窪城と金窪南城
～金久保内出遺跡・清水南遺跡調査の伴奏として～……………平田 重之 (185)
- 遺跡出土の鉛製玩具について
—久喜市栗橋宿跡関連遺跡出土資料を中心に—……………瀧瀬 芳之 (207)
- 栗橋宿における銘酒の流通
—地廻り経済圏の残滓と崩壊—……………魚水 環 (231)
- 平右衛門遺跡周辺の中世と中三谷遺跡……………儘田 めぐみ (252)

平右衛門遺跡周辺の中世と中三谷遺跡

儘田 めぐみ

要旨

鴻巣市箕田に所在する平右衛門遺跡では、発掘調査で、旧中山道の側溝と考えられる大型の溝跡が検出された。この溝の普請時期について文献史学的見地から検討した。結果、徳川政権が道路・堤防・橋の維持管理に関する法令を出した慶長十七年（一六一二）十月十六日に近い時期であると考えた。また、この普請には周辺の在地領主が関わっていたと考えられることから、当該期の平右衛門遺跡周辺の領主であった道祖士氏を素材として検討した。道祖士氏はもと八林（比企郡川島町）の在地領主で、天正十八年（一五九〇）以後に箕田郷登戸に移住した。中近世移行期の箕田郷は、忍領や岩付領の勢力が錯綜し、道祖士氏のような小領主が移住できるような環境であった。裏を返せば、外部勢力を阻むような有力領主がいなかった、すなわち、中世箕田郷の有力領主がある時点で一掃されたと考えた。応安元年（一三六八）八月二十一日付鎌倉公方足利氏満寄進状から、平一揆の乱に関与して箕田郷の地頭職を没収された有力領主がいた可能性あることを指摘した。この時没収され、鶴岡八幡宮に寄進された箕田郷「河連村」の当時の範囲を推定し、中三谷遺跡の館跡がこれに関係するものである可能性があり、今後更に検討したい。

はじめに

鴻巣市箕田に所在する平右衛門遺跡の令和四年度の発掘調査で、旧中山道の側溝と考えられる大型の溝跡が検出された。県道に隣接しており、壁面が落下する危険性があり、県道に沿った南西側の壁面は検出できなかったが、検出することができた部分では幅2m以上、深さ2m程度あった(1)。令和二年度の隣接地の発掘調査においても、中山道に並行する溝跡が検出されている。規模は、幅約2.7m、深さ1.8mで、長さ約二四mにわたって直線的に延びていた。中世に遡る可能性があるということが指摘されている(2)。この大型の溝跡の普請時期について、文献史学的見地から検討したい。また、この溝の普請は、周辺領主が関わって為し得たものであると考えられるので、平右衛門遺跡周辺の領主についても検討したい。

一 平右衛門遺跡の旧中山道に並行した溝跡について

平右衛門遺跡の旧中山道に並行した溝の普請が行われた時期について検討したい。

慶長十七年（一六一二）十月十六日、徳川政権によって道路・堤防・橋の維持管理に関する法令が出されており、この遺構はこの法令に関連したものである可能性がある。

この法令について、『徳川実紀』慶長十七年十月十六日条(3)に「道路堤防の制を仰せ下さる」と記されているので、ここでは

「道路堤防の制」としたい。なお、「徳川実紀」とは、江戸幕府が十九世紀初期に歴代將軍の事歴を中心に法令などをまとめた実録である。まず、「道路堤防の制」に関する史料をみていきたい。

【史料1】

覚

一、大道小道共、馬さくり候所にハ、砂にても石

二而も、かたまり候様被仰付、道之脇に、水やり仕様に尤候事、付、ぬかり候所、右同前、砂成共石也共入、かたまり候様可被仰付事、

一、堤等之芝切はき候事、一切無用可被成候、馬さくり候所へハ土を敷、かたくふみ付候様可被申付候、道能候所に土を置候事、必御無用候事、

一、橋之儀、大小によらず悪候ハ、御料私領共に觸下之間、向後代官衆被入精候様、堅申渡事、

青 圖書(青山成重)

慶長十七年子十月十六日 安 對馬(安藤重信)

土 大炊(土井利勝)

【史料2】

十月十六日丙子、雨

幕府、道路堤防橋梁修繕ノ制ヲ頒布ス

【史料3】

十月十六日、川越、深津彌左衛門、野呂理右衛門、杉浦八郎五郎、鎌倉、藤澤、飯田右馬助、伊郷藤三郎、石丸六兵衛、越ヶ谷、大澤忠二郎、小金、尾崎助大夫、浦和、小笠原市左衛門、鴻巣、中川與助、羽生、碓(騎カ)西、大河内右衛門次郎、此分、御鷹場

路地造り橋かけ木うへ砂置可申候由、被仰越、

【史料1】は十六世紀末〜十七世紀の江戸幕府の法令を集めた私撰の法令集「御當家令條」の慶長十七年(一六一二)十月十六日条(4)である。のちに編纂された「徳川実紀」同日条のもとになっている史料である。内容は以下のとおりである。

①大道、小道ともに馬が通行によつて掘つてしまった所には、砂や石を入れて固まるようにすること。道の脇に排水溝をつくること。また、ぬかっているところは、砂や石を入れて固まるようにすること。②堤の芝を切りはくことは、絶対にしてはならない。馬が掘つてしまったところは、土を敷いてかたく踏みつけること。道がよいところに土を置いてはいけない。③橋については、大小にかかわらず、悪いところがあれば、幕府の直轄領・私領共に修理を命じるので、今後、代官たちは精を入ることを堅く命じる。

平右衛門遺跡にみられた旧中山道に並行する溝跡は、①により道の脇につくられた排水溝である可能性が考えられる。

【史料2】は、公家の山科言緒による日記「言緒卿記」の同日条(5)である。【史料1】と同日に「幕府、道路堤防橋梁修繕ノ制ヲ頒布ス」と記している。従つて、「道路堤防の制」は、広く一般的に出されたものであったことが確認できる。

この法令の対象となる道は「大道小道」とされているのだが、直ちにすべての道において普請を実施することは難しかったのではないか。また、平右衛門遺跡周辺での普請が実施されたのかという問題がある。

そこで、【史料3】「慶長年録」の同日条(6)をみたい。『慶長年録』

とは、慶長十四年（一六〇九）より元和元年（一六一五）にいたる間、徳川氏を中心とした諸記録を年次順に記述したもので、【史料1】と同様に『徳川実紀』同日条のものになっている。

【史料3】では、幕府は川越・鎌倉・藤澤・越谷・小金・浦和・鴻巣・羽生・騎西において「御鷹場路地造り」を命じている。平右衛門遺跡付近の「鴻巣」の担当者は「中川與助」と具体的に記されている。「鴻巣」から忍城（7）へつながらる平右衛門遺跡に接した街道は、当然普請の対象となったと考えられる。

これらを勘案すると、【史料1】で広く一般的に「道路堤防の制」が出され、この法令に基づいて、同日、特に御鷹場となる地域の街道整備を重点的に遂行するために【史料3】の法令を出したものと考えることができる。

したがって、【史料3】で定められた「御鷹場路地造り」は直ちに実施されたと考えられる。平右衛門遺跡にみられた旧中山道に並行した溝跡は、このときの普請によるものである可能性が高い。

二 平右衛門遺跡周辺の在地領主

平右衛門遺跡にみられた旧中山道に並行した溝の普請が実施された時期について検討した。溝の普請は、当然、平右衛門遺跡周辺の在地領主に課されたものとおもわれる。当該期、平右衛門遺跡の東南約五〇〇mの距離にある箕田郷登戸には道祖土氏がいた。道祖土氏は、もとは八林（比企郡川島町）の在地領主で、戦国期の小田原北条氏の政権下では岩付領に属して三尾谷郷・戸森郷（川島町）の代官を務めていた（8）。また、「北条家着到定書」（9）から、二十五貫文の貫高に対して課された軍役は三人であったことが知られ、小規模な在地領主であった。

道祖土氏の箕田郷への移住に関しては、『道祖土氏系図』（10）『道祖土氏伝記』（11）に記されている。天正十八年（一五九〇）の小田原北条氏滅亡とこれに伴う岩付落城により、道祖土満兼（道祖土圖書）が牢人し、薩摩中将忠吉・忍城城主松平忠吉の臣下となっていた深井氏との縁で箕田の諏訪宮の前に屋敷を構えて居住し、のち文禄三年（一五九四）に満兼は荒廃した箕田郷登戸に移住したようである。また、『道祖土氏伝記』には満兼が荒廃していた登戸勝願寺を復興させ、「山を発、溝をほり、神社を再興し、荒地を開発し」とある。この「溝」は旧中山道に並行してみられた溝のことかもしれない。

実は、道祖土氏は箕田郷に移住する以前にも箕田郷との関わりがみられる。

次の【史料4】天正十二年（一五八四）に比定される二月八日付岩付城主北条氏房の朱印状（12）をみたい。この朱印状は、八林郷（比企郡川島町）道祖土圖書分の百姓中に出されたものである。

【史料4】

去歲未歲大普請人足盡人、無御用二付面、不被召仕候、箕田郷堤為水堰、被仰付間、來十九日鎌貫を持、箕田郷へ集、廿日より廿九日まで十日、奉行如申普請可致候、朝者天明者則出、日之人を切而可致之、致遅、罷出者八、為聞如、一日遅参五日可被召仕、是ハ惣國之法候間、存其旨、咎普請不致様二、早天より可致之者也、仍如件、

甲申（天正十二年）

（心簡剛）朱印（二月八日）

八林道祖土圖書分

傍線部を要約すると、「昨年の大普請では、人足一名が必要なくなり、招集しなかつたので、その分箕田郷堤水堰の普請を命じる。十九日に鎌置を持ち、箕田郷へ集まり、二十日から二十九日までの十日間、奉行が申すとおりに普請を致すように」ということである。

また、これと同日付のほぼ同内容の北条氏房朱印状(13)が井草(比企郡川島町)細谷三河守分百姓中へも出されている。

この箕田郷における普請について、新井浩文氏は『川里町史』で、「水堰として」とあることから、川を堰き止める土木工事で、元荒川に堰を設けてその水を右岸に導き、箕田・糠田から吉見・川島への用水に充てる洗堰方式であったと考えられると指摘されている(14)。

おそらく道祖土氏は箕田郷での元荒川の治水に関わったことで、この地域に移住する基盤を築くことができたのだろう。

三 箕田郷「河連村」の寄進と中三谷遺跡

平右衛門遺跡の旧中山道に並行する溝の普請は、箕田郷登戸の道祖土氏のような周辺の領主の力を利用して行われたと考えられる。道祖土氏は、前節で述べたように、天正十八年(一五九〇)の北条氏滅亡後に八林郷(比企郡川島町)から移住した小領主であった。

中近世移行期の箕田郷は、忍領や岩付領の勢力が錯綜し、特に岩付北条氏による支配が浸透していたところをみると、反抗勢力となるような有力領主はいなかつたのではないかと考えられる。このような背景が、道祖土氏のような小領主の移住を可能にした

のだろう。

箕田郷は有力領主が育ちにくい地域であったのか、もしくは、ある時点で有力な勢力が一掃されたのか、注目すべき点である。

平右衛門遺跡周辺には、平安時代中頃に活躍したとされる嵯峨源氏系の箕田源氏(源住・源宛・源綱三代)のものと思われる館跡や、清和源氏系の源経基館跡と伝わる遺跡がある。伝承などによれば有力な領主の存在が想定されるのだが、今のところ箕田源氏などの存在について確証を得るような遺跡・遺構・遺物は発見されていない。

これまでの発掘調査によつて、箕田源氏宗家の館跡と推定されている九右衛門遺跡(鴻巣市大字箕田字)は十二世紀末〜十四世紀を中心とした遺構・遺物が多数出土し、九右衛門遺跡に隣接した富士山遺跡と宮前本田遺跡は十三〜十六世紀に営まれた館跡、伝源経基館跡(鴻巣市大字大間字原)は中世前期の方形館を基本にしつつ後世に改変が加えられていること、中三谷遺跡(鴻巣市大字鴻巣字中三谷)は十二世紀末〜十四世紀前半の館跡であることが明らかにになっている(15)。

そこで、【史料5】応安元年(一三六八)八月二十一日付の鎌倉公方足利氏満(金王丸)寄進状(16)に注目したい。

【史料5】

寄進

鶴岡八幡宮

武蔵国箕田郷地頭職内河連村除寺社領并人給地

事、

右、為天下安全武運長久、所被寄進也

者、守先例可被致沙汰之状、依仰執達如件、

應安元年八月廿一日 沙弥(花押)

【史料5】によると、「武蔵国箕田郷地頭職内河連村」が鶴岡八幡宮に寄進されており、この寄進は『鴻巣市史』で指摘されているように、応安元年(一三六八)二月に起こった平一揆の乱鎮圧の報復であると考えられる(17)。箕田郷には平一揆に与して地頭職を没収された有力領主が存在していた可能性がある。

平一揆の乱とは、河越氏や高坂氏を中心とした武蔵を代表する武士団であった平一揆が、鎌倉府に対して起こした反乱である。これに下野の宇都宮氏や、上野の南朝勢力であった新田氏が呼応して挙兵したため大乱となったが、幼少の鎌倉公方足利氏満(金王丸)を擁した関東管領上杉憲顕が、河越館を攻撃してこれを鎮圧した。その後、鎌倉府軍は宇都宮に進軍し、同年九月六日宇都宮城を攻略した(18)。

平一揆の首領河越氏の処分については史料が伝存していないが、高坂氏への処分に関する史料は確認することができる。まず、應安元年(一三六八)八月十二日付の足利氏満(金王丸)寄進状で「武蔵國比企郡内戸森郷高坂左京亮跡(川島町)が没収されて下野国鐙阿寺に寄進された(19)。また、康暦元年(一三七九)四月二十八日付の上杉朝房書状で「むさしのたかさかの郷」(東松山市)が京都鹿王院へ寄進されていることから(20)、本領も没収されていることが知られる。したがって、河越氏と高坂氏両氏はともに没落したものと考えられる。

一方、宇都宮氏はその後も存続し、このとき没収された所領は親応年間(一三五〇〜五二)の恩賞地のみであったとおもわれ(21)、河越氏や高坂氏に比べて軽い処分であったようである。この点について、久保田順一氏は、関東管領上杉憲顕が「宇都宮氏

は鎌倉以来の伝統的豪族武士団であり、憲顕はこれを潰して豪族層の反発を受けるより妥協して共存する方向を選んだのであろう」、また、厳しい処分を受けた河越氏と高坂氏については、憲顕が「守護となった武蔵においては徹底的に反対派を締め出した」と述べられている(22)。箕田郷に平一揆に与した有力領主がいたとすれば、河越・高坂両氏と同様の道をたどったことは想像に難くない。

【史料5】で鶴岡八幡宮に寄進された「武蔵国箕田郷地頭職内河連村」であるが、現在の鴻巣市川面に比定される。史料中に「河連」と記されていることから、当時は元荒川に沿って連なる地域をこのように呼び、現在の川面地区よりもっと広範囲であったのではないだろうか(資料1参照)。現在の川面地区より約六七km南東に現在も上川面という地名がある。おそらく、その辺りまで「河連村」の範囲であったと考えられる(資料2参照)。

現在のところ、この領域にみられる中世の館跡は中三谷遺跡である。中三谷遺跡は、前述のように出土遺物の製作年代から十二世紀末〜十四世紀前半まで使われていたことが推測される館跡である。この館跡は短辺一〇七mの台形をした方形館が推定され、周囲には幅四m、深さ一・四mの外堀が巡らされていた。また、中国産の龍窠窯産青磁碗や景徳鎮窯産白磁皿、国産の常滑窯産甕・常滑片口鉢、渥美窯産甕、在地産片口鉢・かわらけのほか漆器の椀が出土している。また、この館の居住者について元荒川に近接した立地などから舟運・水利を掌握した在地領主と考えられている(23)。また、中三谷遺跡は、高坂(東松山市)より北東に約十三km、騎西・羽生・古河・宇都宮へと抜ける街道に近接する。この地域は、河川と街道とが交差する交通の要衝であり、

有力な領主が育つ環境として好適である。

中三谷遺跡より北西に約一・二kmの距離で、元荒川を挟んでほぼ対岸の屈果地区の船塚で約四万枚の古銭が常滑焼の甕とともに発見されている。また、出土した古銭は、最古は前漢末期の「貨泉」（紀元後十四年）から北宋・南宋の「咸淳元宝」（一二六五年）までの時期のもので、甕の制作が十四世紀中頃～後期ではないかと推測されることから備蓄されたのもその頃であろうとされている（24）。

これまでの調査結果に従えば、中三谷遺跡と舟塚古銭との間には若干の時期差がみられるのだが、その近接した位置から、中三谷遺跡と舟塚古銭は関連した勢力によるものである可能性も考えられる。

中三谷遺跡の館跡の主は、応安元年（一三六八）の平一揆の乱に関与して没落した勢力であったのかもしれない。今後の考古学的見地による検証を期待したい。

おわりに

平右衛門遺跡の旧中山道に並行した溝の普請が行われた時期は、慶長十七年（一六一二）十月十六日に「道路堤防の制」が出されてからさほど遠くない時期である可能性が高い。この溝の普請に関わった可能性のある平右衛門周辺領主として道祖土氏を素材として考察を試みた。結果、中近世移行期の箕田郷は、他地域の小領主であった道祖土氏が移住できるような環境にあったことが分かり、これに反抗するような有力領主がどこかの時点で没落したのではないかと推測した。応安元年（一三六八）八月二十一日付「足利氏満寄進状」（【史料5】）から、平一揆の乱の際に敗

北して、箕田郷の地頭職を没収された有力領主がいた可能性が考えられる。また、この時寄進された箕田郷「河連村」の範囲を推定した。今のところ、「河連村」の範囲内に位置する中三谷遺跡の館跡の主がこれに関係する勢力であった可能性があるのでないかと考えている。中三谷遺跡は生出塚とも近く、古代には、生出塚窯産の埴輪が元荒川を利用して千葉県市原市などに運ばれていたことが知られている（25）。水運の要衝でもあり、有力領主が存在していたとしても不思議ではない。中三谷遺跡の中世館跡について検証する余地があるようにおもわれる。

謝辞

本稿を執筆するにあたり、大屋道則氏・富田和夫氏・西村慎太郎氏・波田野富信氏・吉成香澄氏より御教示・御助言を賜りました。皆様に心よりお礼申し上げます。

註

- (1) 『さいたま埋文リポート』二〇二三年報 四三 公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- (2) 『さいたま埋文リポート』二〇二一年報 四一 公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- (3) 『徳川実紀』（新訂増補国史大系）第三十八巻 所収
- (4) 『御當家令條』（大日本史料）十二編 所収
- (5) 『言緒卿記』（大日本史料）十二編 所収 慶長十七年十月十六日条
- (6) 『慶長年録』（大日本史料）十二編 所収 慶長十七年十月十六日条
- (7) 天正十八年（一五九〇）七月十八日に徳川家康が関東に入国すると、忍城主に家康の四男松平忠吉を据えるべく、翌八月二十九日には家康

の家臣松平家忠を忍城に入城させてその準備にあたらせた(『家忠日記』
〔増補統史料大成〕所収)。その際、家忠は自身の日記(『家忠日記』)
に度々、御鷹場の整備について記している。

- (8) 『道祖土文書』(『戦国遺文』後北条氏編〇一〇四三) 岩付城主太田氏
資死去に伴い、小田原北条氏が永禄十年(一五六七)に比定される九
月晦日付の北条氏虎朱印状で、道祖土圖書助に対して「三尾谷 戸森、
右宮郷代官職之事、如源五郎(太田氏資)時、無相違被仰付舉」と代
官職を安堵している。

- (9) 『道祖土文書』(『戦国遺文』後北条氏編〇一五六九)
(10) 『道祖土氏系図』(『川島町史』資料編 古代・中世(二〇〇二年)
八二五頁)

- (11) 『道祖土氏伝記』(『川島町史』資料編 古代・中世 八三六、八三七頁)
(12) 『道祖土文書』(『戦国遺文』後北条氏編〇二六二二)

- (13) 『武州文書所収比企郡助太郎所蔵文書』(『戦国遺文』後北条氏編
〇二六三三)

- (14) 『川里町史』通史編(二〇〇五年) 第二編 中世 第二章 第三節
一四二頁

- (15) 『鴻巣市史』通史編一 原始・古代・中世(二〇〇〇年) 第十一章
第一節 五二九、五三三頁

- (16) 『鶴岡八幡宮文書』(『鴻巣市史』資料編二 古代・中世(一九九一年)
一八九)

- (17) 『鴻巣市史』資料編二 古代・中世 二七三頁

- (18) 『市河文書』(『埼玉県史』資料編五 中世一(一九八二年) 四七三)、
『諸州古文書』(『埼玉県史』資料編五 中世一 四七四)

- (19) 『諸州古文書』(『埼玉県史』資料編五 中世一 四七〇)
(20) 『鹿王院文書』(『埼玉県史』資料編五 中世一 五〇二)

(21) 『鎌倉大日記』(『増補統史料大成』所収) 応安元年の記載に「御敵
平一揆と同罪科輩、以薩埵恩賞願忘年中拝領地被取公御免本領計」と
ある。

- (22) 久保田順一『上杉憲顕』戎光祥出版 二〇二二年 一九五頁

- (23) 『鴻巣市史』通史編一 原始・古代・中世 第十一章 第一節
五三〇、五三一頁、埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第七十六集「中
三谷遺跡」(一九八九年)

- (24) 『川里町史』通史編 第二編 中世 第三章 第二節 一六四、
一六六頁

- (25) 『鴻巣市史』通史編一 第五章 第二節 二五〇、二五二頁



資料1 足利氏満寄進状(『鴻巣市史』資料編2 古代・中世より転載、一部加筆 鴻巣市教育委員会提供資料)



資料2 「河連村」推定範囲(国土地理院発行2万5千分の1地形図「鴻巣」「熊谷」「加須」「東松山」に加筆・縮尺)

研究紀要 第38号

2024

令和6年3月13日 印刷

令和6年3月22日 発行

発行 公益財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

〒369-0108 熊谷市船木台4丁目4番地1

<https://www.saimaibun.or.jp>

電話 0493-39-3955

印刷 関東図書株式会社